

5 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成 17 年 10 月 1 日における障害者施設の入所定員は、1,525 人でしたが、県がこの計画の策定に先立って、全ての障害福祉施設等を対象に行いました新体系サービスへの移行調査では、平成 23 年度末における施設入所支援の定員は 1,216 人でした。

この計画における指定障害者支援施設^(※1)の必要入所定員総数は、新体系サービスへの移行調査の結果をもとに定めることとし、以下のとおりとします。

(単位：人)

	21 年度	22 年度	23 年度
指定障害者支援施設の 必要入所定員総数	—	506	1,216
(参 考) 旧法施設の入所定員	1,536	839	—

※1 指定障害者支援施設

都道府県知事の指定を受けて、障害のある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設のこと（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）